

三重県土地開発基金条例

昭和四十四年十二月二十六日
三重県条例第五十五号

改正 平成一三年 三月二七日三重県条例第一五号

三重県土地開発基金条例をここに公布する。

三重県土地開発基金条例

（設置）

第一条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、三重県土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、四億五千万円とする。ただし、必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができるものとし、当該積み立てが行なわれたときの基金の額は、積み立て額相当額が増加するものとする。

（運用）

第三条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

（管理）

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

一部改正〔平成一三年条例一五号〕

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の整理）

第六条 基金の運用から生じる収益は、三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理する。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三重県特別会計条例の一部改正）

2 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一三重県公共用地先行取得事業特別会計の項中「公共用地先行取得事業の」を「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業の」に改める。

別表第二三重県公共用地先行取得事業特別会計の項中

「	1 公共用地として先行取得する用地費及び補償費	」
	2 借入金の償還金及び利子	
	3 その他の賄支出	

を

「	1 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地としてあらかじめ取得する用地費及び補償費	」
	2 借入金の償還金及び利子	
	3 繰出金	

4 その他の賭支出

に改める。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第十五号）
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。